

## 二十一ページより続き

基づき、試行実施協議会の運営について必要な事項を定める。

2、実施要項に定める試行実施協議会は、次の事項について協議する。

(1) 試行の実施計画  
(2) 年間研修計画

(3) 試行の評価  
(4) その他試行実施上の諸問題

3、試行実施協議会は、実施要項に

5、試行実施協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。

(1) 事務局は、県教育庁総務課に置く。事務局員は総務課企画班

のほか、義務教育課、高等学校

教育課、養護教育課の指導主事各一名をもつて構成する。

(2) 前項の指導主事は、所属長の指名により事務局員となる。

### 三、研修内容・研修計画

#### （義務教育課）

##### 1、研修内容

###### (1) 指導教員による指導

（年間七十日程度）

###### ○ 授業指導 学級経営、児童生徒理解、生徒指導、学校教育全般等について指導、助言を受けるもの

###### (2) 教育センター等研修

（年間三十五日程度）

###### ○ 教育センターにおける研修 各地区でのグループ研修、各種研究会への参加及び養護学校、へき地校や教育関連施設

児童福祉施設、民間企業等の互選により副会長を置く。

4、試行実施協議会に幹事会を置く。幹事会は、下記に掲げる職に

あるものをもつて構成する。（略）  
(2) 幹事会に議長を置き、総務課主幹をもつて充てる。

(3) 幹事会は、前記2の協議に必要な事項について調査検討を行ふ。

(4) 幹事会は、前記2の協議に必要な事項について調査検討を行ふ。

(5) 試行実施協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。

(1) 教育センター研修、二日

(2) グループ研修（A）二十日

(3) グループ研修（B）三日

（関係市町村教育委員会単位研修）

(1) 宿泊訓練（四泊六日程度）

(2) 各種の教育的経験を得させるとともに、教員の相互交流を深めさせるもの

(1) 豊橋青年の家・海浜青年の家の家

(2) 教育センター（二泊三日）

(3) 洋上研修（十四日間程度）

(4) （検討中）

○ 国内航路における研修及び寄港地における産業・文化施設の視察を行うこと等により

知識を広めるとともに、その相互交流を深めるため、文部省において行うもの

（高等学校・養護教育課共通）

##### 2、研修計画

###### (1) 指導教員による研修

（指導形態）

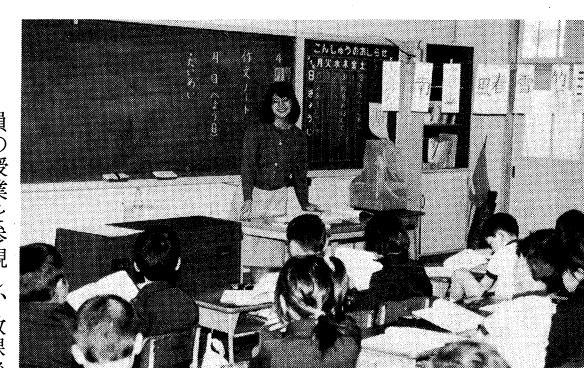
○ 教育センターにおける研修

（新任教員が示範授業を実施し、放課後、授業研究をし、指導するもの）

（新任教員が研究授業を行い放課後、指導教員が観察記録をもとに指導するもの）

視察を行うとともに、ボランティア活動等の体験を積むもの。

② 授業参観指導  
（新任教員が学校の中堅教員の）



初任者授業風景